

# 太陽光発電余剰電力購入単価表

## 《住宅用(低圧連系用)》

「エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用および化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律」(平成 21 年法律第 72 号)にもとづき定められた「太陽光発電による電気の調達に関する電気事業者の判断の基準」(平成 21 年経済産業省告示第 278 号)(以下「判断基準」といい、判断基準の公布以降において定められた告示等も含まれます。)により、「太陽光発電設備設置にともなう系統連系および余剰電力購入に関する契約要綱(平成 22 年 2 月 1 日実施)」20(料金)(1)における単価は、次のとおりといたします。

### 1. 買取単価

#### (1) 単価の適用条件

原則として平成23年3月31日までに当社に受給契約の申込をされ、平成23年6月30日までに当社電力系統への連系および売電を開始される場合。(発電設備の設置者の責めにより平成23年7月1日以降に当社電力系統と連系を開始した場合は、翌年度以降の単価を適用いたしません。翌年度以降の買取単価は毎年度、経済産業大臣より示されます。)

#### (2) 単価表

お客様の太陽光発電設備の発電能力や太陽光発電設備以外の自家発電設備の併設状況等に応じて、太陽光発電設備からの余剰電力に対して以下の単価が適用されます。

(単価は全て1キロワット時あたり、消費税等相当額を含みます)

	受給最大電力	太陽光発電の単独設置の場合	太陽光発電と他の自家発電設備との併設の場合*
住宅用 (低圧連系)	10 kW 未満	48円00銭	39円00銭
	10 kW 以上	24円00銭	20円00銭

\* 太陽光発電設備に併設する「他の自家発電設備」とは、当該発電設備から発電された電力の当社系統への逆潮流は発生しないものの、当該発電設備の併設によって、太陽光発電設備で発電された電力の当社への逆潮流を増加させる可能性のある自家発電設備および蓄電池をいいます。また、太陽光発電設備から発電された電力が当社系統に逆潮流する際に、太陽光発電設備以外の自家発電設備・蓄電池の発電・放電が停止するように設定されている場合は、太陽光発電設備の単独設置の場合の単価を適用いたします。

### 2. 単価の適用・買取期間

単価の適用・買取期間は電力受給開始日以降、最初の検針日\*が属する月の翌月から起算して120月目の検針日の前日までとなります。

\* 電力受給開始日が検針日にあたる場合は、電力受給開始日が最初の検針日となります。

### 3. 購入単価の適用開始について

平成22年4月1日からの適用とさせていただきます。

以上

# 太陽光発電余剰電力購入単価表

## 《非住宅用(高圧・特別高圧連系用)》

「エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用および化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律」(平成 21 年法律第 72 号)にもとづき定められた「太陽光発電による電気の調達に関する電気事業者の判断の基準」(平成 21 年経済産業省告示第 278 号)(以下「判断基準」といい、判断基準の公布以降において定められた告示等も含みます。)の対象となる発電設備のうち、非住宅用(高圧・特別高圧連系)太陽光発電設備に係る買取単価は次のとおりといたします。

### 1. 買取単価

#### (1) 買取単価の適用条件

原則として平成23年3月31日までに当社に受給契約の申込をされ、平成23年6月30日までに当社電力系統への連系および売電を開始される場合。(発電設備の設置者の責めにより平成23年7月1日以降に当社電力系統と連系を開始した場合は、翌年度以降の単価を適用いたします。翌年度以降の買取単価は毎年度、経済産業大臣より示されます。)

#### (2) 単価表

お客様の太陽光発電設備の発電能力や太陽光以外の自家発電設備の併設状況等に応じて、太陽光からの余剰電力に対して以下の買取単価が適用されます。

(単価は全て1キロワット時あたり、消費税等相当額を含みます)

	受給最大電力*1	太陽光発電の単独設置の場合	太陽光発電と他の自家発電設備との併設の場合*2
非住宅用 (高圧・特別高圧連系)	50 kW 未満	24円00銭	20円00銭
	500 kW 未満*3	24円00銭	20円00銭
	500 kW 以上	対象外	

\* 1 受給最大電力とは、太陽光発電設備の出力(太陽電池の出力)とパワーコンディショナー(インバーターの定格出力)の容量のいずれか小さい方の値といたします。また、一需要場所に太陽光発電設備が複数ある場合の買取単価は、原則としてその合計値で判断いたします。

\* 2 太陽光発電に併設する「他の自家発電設備」とは、当該発電設備から発電された電力の当社系統への逆潮流は発生しないものの、当該発電設備の併設によって、太陽光発電で発電された電力の当社への逆潮流を増加させる可能性のある自家発電設備および蓄電池をいいます。また、太陽光から発電された電気が当社系統に逆潮流する際に、太陽光発電設備以外の自家発電設備・蓄電池の発電・放電が停止するように設定されている場合は、太陽光発電の単独設置の場合の買取単価を適用いたします。

なお、太陽光発電と他の自家発電設備を併設し、他の自家発電設備からの逆潮流を抑制するリレー等が設置されていない場合は対象外となります。

\* 3 太陽光発電設備の発電能力が50kW以上の場合で、電気需給契約の契約容量を上回る場合は、新たな買取制度の対象外となる場合があります。

## 2. 買取単価の適用・買取期間

買取単価の適用・買取期間は電力受給開始日以降、最初の検針日\*4 が属する月の翌月から起算して120月目の検針日の前日までとなります。

\*4 電力受給開始日が検針日にあたる場合は、電力受給開始日が最初の検針日となります。

## 3. 購入単価の適用開始について

平成22年4月1日からの適用とさせていただきます。

## 4. 当社電力系統への連系について

### (1) 系統連系検討

当社電力系統への連系にあたっては、「電力品質確保に係る系統連系技術要件ガイドライン」(経済産業省資源エネルギー庁作成)等にもとづく当社の系統連系検討が必要です。

### (2) 費用負担

連系に必要となる設備についてはお客さまのご負担で設置していただきます。また、連系に伴って当社設備の改変等が必要となる場合は、その費用を工事費負担金としてお客さまに負担していただきます。

## 5. 購入用計器について

購入用計器の設置費用はお客さま負担とし、原則としてお客さまに設置していただきます。

## 6. その他

本単価表に記載のない条件による購入単価につきましては、最寄りの当社事業所までお問い合わせください。

以上